

## 第6回農業委員会総会議事録

1 招集日 令和6年6月5日（水）

2 開会日時及び場所

令和6年6月5日（水） 午後1時55分

雲仙市役所別館3階会議室

3 閉会日時 令和6年6月5日（水） 午後2時30分

4 委員氏名

(1)出席者（18名）

1番	松尾	茂敏	2番	内田	弘幸	3番	田島	真一	4番	池田	兼三
5番	山崎	正典	6番	本田	浩	7番	草野	英治	8番	中川	實美
9番	徳永	玉義	10番	草野	有美子	11番	栄木	正孝	12番	鶴崎	高幸
13番	坂本	博	14番	東	康敬	15番	森崎	茂徳	17番	小篠	正治
18番	林田	剛	19番	馬場	保						

(2)欠席者（1名）

16番 笠原 勝

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次 長	内田 啓輔
参 事 補	酒井 伸也

6 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第3 議案第26号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

日程第4 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第28号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

日程第6 報告第5号 非農地通知の発出について

---

午後1時55分開会

○事務局長（高木 謙次君） おそろいのようですので、少し早いですけれども、令和6年第6回雲仙市農業委員会総会を始めたいと思いますが、その前に議案の変更をお願いします。

お手元に1枚もののペーパーをお配りしておりますけれども、まず議案書の4ページ、議案書4ページの申請番号16番、それとその資料で別添1の27ページの右側上段の3番の変更箇所については、申請理由になります。譲渡人の議案書では耕作できないため、資料のほうは高齢のため耕作できないためとなっておりますけれども、ペーパーに記載のとおり、新規参入法人の急な願い出に協力するためと変更をお願いします。

次に、譲受人の議案書では新規就農のためとなっております。資料では相手方の要望によりとなっておりますけれども、変更のとおり、新規に耕作を伴う農業分野への参入のためと変更をお願いします。

よろしいですかね。それでは、総会に入りたいと思います。

議事進行上発言をされる場合は、挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言をしてください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

本日は、笠原委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は法の規定による過半数に達しておりますので、会長に開会をお願いします。

○議長（馬場 保君） 改めまして、皆さん、こんにちは。梅雨の季節ですけど、なかなか雨が少ないような感じでございます。

それと、そういう中で、ご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。

それと、報告ですけど、この間5月29日、30日に皆様方を代表しまして、東京の文京シビックホールというところで全国農業委員会会長大会というのがありました。全国で1,809名の会によっての大会でございました。

その後は、議院会館のほうに地元選出の議員さんたちに陳情に行ったところでございます。一応、報告しておきます。

それでは、ただいまから総会に入ります。

ただいまから、令和6年第6回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願ひいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、6番、本田浩委員、7番、草野英治委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第25号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第6、報告第5号、非農地通知の発出についてまでの議案4件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第25号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井伸也君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第25号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号10番から18番まで、9件の申請がございます。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長、お願ひいたします。

○委員（13番 坂本 博君） 議席番号13番、東部調査会長の坂本です。

東部調査会関係分は、申請番号10番から15番です。

申請番号10番は、耕作できないため、妹である譲受人が規模拡大で譲り受ける案件です。

申請番号11番は、後継者である子へ贈与する案件です。

申請番号12番は、耕作利便のため、借り受ける案件です。

申請番号13番は、耕作できないため、規模拡大で法人が買い受ける案件です。

申請番号14番は、耕作できないため、近隣で耕作している譲受人がもらい受ける案件。

申請番号15番は、耕作できないため、規模拡大農家が譲り受ける案件です。

申請番号10番から15番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号10番から15番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願ひいたします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号16番から17番です。

申請番号16番は、譲受人が一般法人で新規に農業に参入のため、借り入れる案件です。

申請番号17番は、譲受人がこの後の農地法第5条で転用する農地の残地を家庭菜園程度から農業を始めるため、農地として譲り受ける案件です。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号16番から17番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ござ

いませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願ひいたします。

○委員（3番 田島 真一君） 議席番号3番、西部調査会長の田島です。

西部調査会関係分は、申請番号18番です。

申請番号18番は、近隣で耕作している譲受人が規模拡大で取得する案件です。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号18番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第25号、申請番号10番から18番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第26号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井伸也君） 議案書6ページを御覧ください。

[議案第26号の朗読]

議案書7ページ、申請番号1番の1件の申請があつております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、中部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号1番です。

申請番号1番は、平成24年11月19日付24雲農委指令第160号で許可していたものです。

申請目的は、一般個人住宅用地で、変更理由につきましては、当時の許可を受けていた転用者が諸問題が重なり転用に踏み切れないところ、今回、この後の第5条の申請人がそれを踏まえ解決して申請に至ったということです。

申請番号1番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号1番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第27号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井伸也君） 議案書8ページを御覧ください。

[議案第27号の朗読]

議案書9ページ、申請番号5番から11番の7件の申請があつております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（13番 坂本 博君） 議席番号13番、東部調査会長の坂本です。

東部調査会関係分は、申請番号5番から8番です。

申請番号5番の申請地は、農振白地、国見総合支所から300メートル以内にある農地で、第3種農地と判断しました。

転用目的は、資材置場用地です。

申請番号6番は、農振白地、10ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。

目的は、資材置場及び駐車場です。隣接地で建設業を営んでいる申請者が資材置場としての拡張です。

申請番号7番は、農振白地、10ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。

申請目的は、一般個人住宅と駐車場用地です。近隣で運送業を営んでいる経営者が自己の住宅と会社従業員のための駐車場を目的に転用するものです。

申請番号8番は、農振白地、10ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第1種農地と判断しました。

転用目的は、農家住宅用地です。この案件については、相続財産管財人が相手となっていることから、現状は厳しく扱えば無断転用状態ですが、所有者死亡により、相続人が不在で追認申請を行う者が不在で、現状、農業用資材置場として利用している状況も考慮した上で、今回の転用者が隣接した宅地とともに、農家住宅用地として購入しようと申請されたものです。現状、今回の転用者以

外にこの土地は利用不可能な土地となっています。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号5番から8番について、ご質疑がありましたらお願ひします。ご質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願ひいたします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号9番から11番です。

申請番号9番の申請地は、農振白地、10ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第1種農地と判断しました。

申請目的は、一般個人住宅です。集落に隣接していることから、許可できるものと判断しました。

面積については、1m<sup>2</sup>ほど超過していますが、分筆上、入り口部分が必要なこと、また、申請地及び残地の整形が整うよう線を入れたため、この面積になってしまったということで、特に問題ないものと思われます。

続きまして、10番の申請地は、農振白地、10ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第1種農地と判断しました。

申請目的は、一般個人住宅です。先ほどの計画変更の案件です。特に許可に関しては問題ないものと思われます。

申請番号11番について、申請地は、農振白地、愛野駅から300メートル以内にある農地で、第3種農地と判断しました。

申請目的は、特定条件付売買予定地です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号9番から11番について、ご質疑がありましたらお願ひします。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 14番、東です。

この10番でね、10番、272m<sup>2</sup>の転用申請だけど、単価的にも470のえらい高いなという感じで、これもやっぱりそうです。

○委員（1番 松尾 茂敏君） この地区は、このくらいの単価と思います。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。（「分かりました」と言う者あり）ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第27号、申請番号5番から11番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

なお、11番については、3,000m<sup>2</sup>を超過しておりますので、県の農業会議の諮問に上げることとなっております。

次に、日程第5、議案第28号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井伸也君） 議案書11ページを御覧ください。

〔議案第28号の朗読〕

議案書12ページ、整理番号1番から、議案書26ページ、整理番号26番までです。整理番号1番から2番は貸借に係る案件、整理番号3番から10番までは所有権移転に係る案件、整理番号11番から26番までは農地中間管理機構に貸し付ける配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第28号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る申請番号1番から2番についてご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、所有権移転に係る申請番号3番から10番についてご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、農地中間管理事業に係る11番から26番についてご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。（「ちょっとよかですか。そしたら」と言う者あり）栄木委員。

○委員（11番 栄木 正孝君） 議席番号11番、栄木です。

実は、申請番号の6番、これ4反で180万ぐらいになっていますけど。（「ちょっとよかですか」と言う者あり）

○議長（馬場 保君） 東委員。

○委員（14番 東 康敬君） ここは、もう地主であった人が早く亡くなれて、相続人が、これ、た

しか、娘さんと思うわけとして、その人がもう管理も何もしきらずに、別の人間にちょっと貸しとったわけですわ。ところが、もう売りたいという方が前から思っておりながら、やっとここで商談成立したなという形で私は見ておりました。それと同じでもう管理もできない、自分たちもこっちにはいないうといふことで、どうしてももう売りたいちゅうのが先に行って、単価はそれなりの単価、ちょっと安いかもしないけど、実際的には、畠はいい畠です。

それと、ここがもっと前は状態も悪かったんじゃけど、事業をやって、きれいに何枚かに整備したわけですね。今の状態は物すごくいい状態なんですけれども、前の状態からすれば、前の状態はちょうど真ん中に自宅があって、周りに畠があるという状況やったわけですけれども、事業の中できれいな畠になって、売買が成立したというのが現状だと思います。

以上です。

○議長（馬場 保君） よろしいですか、栄木委員。

○委員（11番 栄木 正孝君） 分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第28号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第6、報告第5号、非農地通知の発出についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井伸也君） 議案書27ページを御覧ください。

〔報告第5号の朗読〕

議案書28ページ、この報告については、個人申請された分について、令和6年4月と5月に地元委員の協力を得た上で農地利用状況調査の結果、非農地と判断し、通知を発送したものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

報告第5号に対する質疑を行います。質疑等ありましたらお願ひします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、報告第5号に対する質疑を終わります。よろしいですか。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理に要する

ものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもお疲れでございました。

午後2時30分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 6月 5日

議 長

署名委員

署名委員